

■議案第122号 四万十町税条例等の一部を改正する条例について

【要旨】

地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第38号)、地方税法施行規則の一部を改正する等の省令(平成28年総務省令第39号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)が平成28年3月31日に公布されました。

また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第226号)が平成28年5月25日に公布されるとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第86号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令(平成28年政令第360号)が平成28年11月28日にそれぞれ公布、施行されることに伴い、関連する四万十町税条例等の一部を改正するものです。

【主な条例改正内容】

1. 改正の概要

(1) 法人町民税における法人税割の引き下げについて

- ・法人税割の税率の引き下げ(9.7% → 6.0%)
- ・税率引き下げの時期変更

【施行日：平成29年4月1日 → 平成31年10月1日】

(2) 軽自動車税の種別割への名称変更等の規定の整備について

【施行日：平成29年4月1日】

(3) 軽自動車税の環境性能割の税率及び徴収方法等について

- ・課税客体、徴収方法、税率等に関する規定の整備
- ・導入時期の変更

【施行日：平成29年4月1日 → 平成31年10月1日】

(4) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の1年延長に係る規定の整備について

【施行日：平成29年4月1日】

(5) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長について

【施行日：平成28年11月28日】

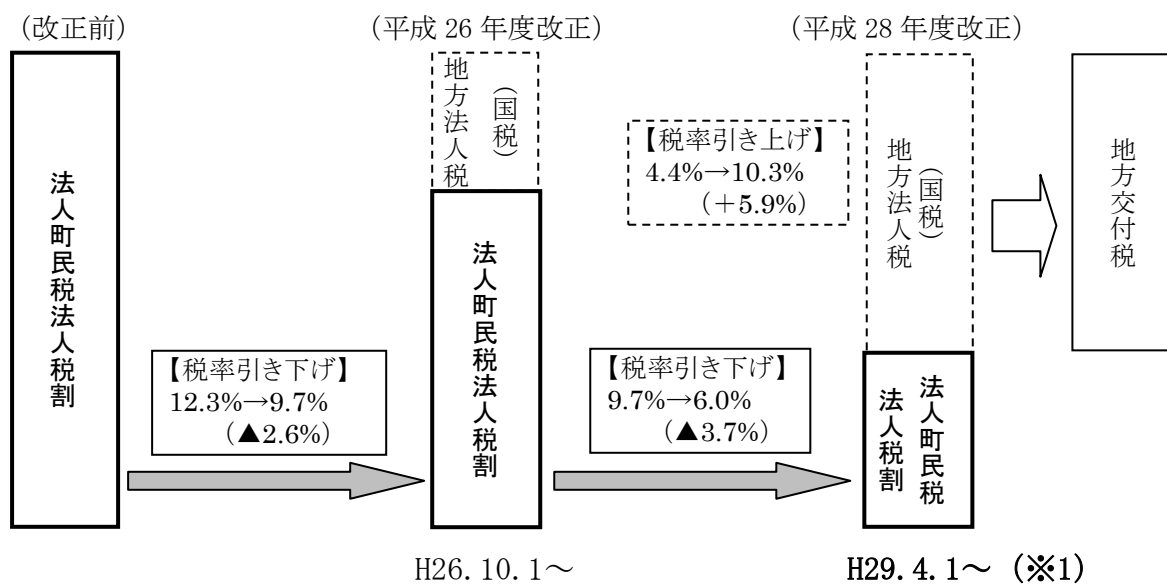
(6) その他(参照法令の変更等に伴うもの)

2. 改正の内容

(1) 法人町民税における法人税割の引き下げについて

消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の遍在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税法人税割の税率引き下げに併せて、地方法人税（国税）の創設及び税率引き上げを行い、その税込額を地方交付税原資化するもの

- ・ 法人税割の税率の引き下げ（9.7% → 6.0%）



(※1) 税率引き下げの時期変更

【施行日：平成 29 年 4 月 1 日 → 平成 31 年 10 月 1 日】

(2) 軽自動車税の種別割への名称変更等の規定の整備について

軽自動車税に環境性能割を設け、これに伴い、現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称変更するなど、所要の措置を講ずる。

【施行日：平成 29 年 4 月 1 日】

(3) 軽自動車税の環境性能割の税率及び徴収方法等について

①課税客体

環境性能割は、登録車については軽自動車税環境性能割として市町村が課す税とする。ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、県が賦課徴収等を行う。（ただし、県が賦課徴収する軽自動車税環境性能割については、市町村が徴収取扱費を負担する。）

②徴収の方法

環境性能割は、申告納付とする。

③税率等

区 分		税 率	
		自家用	営業用
電気自動車等(※2)		非課税	非課税
ガソリン車、 ガソリンハイブリッド 車(※3)	平成 32 年度燃費基準＋10％ 達成車		
	平成 32 年度燃費基準達成車	1. 0%	0. 5%
	平成 27 年度燃費基準＋10％ 達成車	2. 0%	1. 0%
上記以外の車			2. 0%

※2 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）をいう。

※3 電気自動車等を除くガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）に限る。

（※）導入時期の変更

【施行日：平成 29 年 4 月 1 日 → 平成 31 年 10 月 1 日】

（４）軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の 1 年延長に係る規定の整備について
軽自動車税における現行のグリーン化特例の適用期限を 1 年延長し、平成 28 年度に新規取得した三輪以上の軽自動車の平成 29 年度分の軽自動車税種別割について、その燃費性能に応じて税率を軽減するもの。

対 象 車		内 容
軽乗用車	軽貨物車	
電気自動車等(※4)		税率をおおむね 75%軽減
平成 32 年度燃費基準 +20%達成車(※5)	平成 27 年度燃費基準 +35%達成車(※5)	税率をおおむね 50%軽減
平成 32 年度燃費基準 達成車(※5)	平成 27 年度燃費基準 +15%達成車(※5)	税率をおおむね 25%軽減

※4 電気自動車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）をいう。

※5 ガソリン車、ハイブリット車は、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）に限る。

【参考】特例措置を適用した場合の標準税率(例)

車種区分	標準税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減
四輪以上の 自家用乗用車	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円

【施行日：平成 29 年 4 月 1 日】

- (5) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長について
個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を平成 33 年 12 月 31 日まで 2 年 6 カ月延長するもの。またこの措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填される。

【施行日：公布の日】